



平成29年 5月16日
四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第一部会の 審議概要について

四国地方整備局入札監視委員会第一部会は、平成28年度第4回定例会議を下記のとおり開催しました。

審議内容は、四国地方整備局(港湾空港関係は除く)が平成28年10月から平成28年12月までに発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が無作為に抽出した6件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

その審議概要は別添のとおりです。

記

開催日 平成29年3月29日(水)
場 所 高松サンポート合同庁舎

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)
四国地方整備局入札監視委員会事務局
主任監査官 梅 林 利 徳 (内線2114)
契約管理官 山 田 久 男 (内線2222)
技術開発調整官 上 林 正 幸 (内線3120)

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第4回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成29年3月29日(水) 高松サンポート合同庁舎 13階会議室					
委員 (部会委員 4名)	部会長 山中 英生(徳島大学大学院教授) 委員 籠池 信宏(弁護士) 委員 五艘 隆志(高知工科大学准教授) 委員 柴田 潤子(香川大学大学院教授)					敬称略 委員は50音順
審議対象期間	平成28年10月1日～平成28年12月31日契約分					
審議案件	総件数 6件(工事3件、建設コンサルタント業務等2件、役務及び物品1件)					
	入札方式	件名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札者数	落札率 (%)
工 事	一般競争 (政府調達協 定適用対象 工事以外)	平成28-30年度 吉野川大橋橋梁補修(その1)工 事	川田工業(株)	278,640	1	96.07
	一般競争 (政府調達協 定適用対象 工事以外)	平成28年度 犬寄大橋耐震補強外工事	西条建設(株)	162,000	1	95.21
	一般競争 (政府調達協 定適用対象 工事以外)	平成28-29年度 肱川橋上部外撤去工事	村上工業(株)	156,600	2	97.32
建設コン サルタント 業務等	指名競争	平成28年度 愛媛運輸支局仮庁舎工事監理業 務	(株)宏朋	3,834	3	94.16
	簡易公募型 プロポーザル	平成28年度 長安口ダム恒久的堆砂対策施設 構造検討業務	八千代エンジニ ヤリング(株)	69,195	1	99.97
役 務 及び物品	一般競争	平成28年度 防災情報表示用モニタ外購入	富士通(株)	14,796	1	99.90
報告事項	①談合情報等の対応状況 ②再度入札における一位不動状況・低入札の発生状況 ③指名停止状況					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

1. 抽出案件の審議概要

(1) 一般競争入札(政府調達協定以外)	
意見・質問	回 答
<p>平成28-30年度 吉野川大橋橋梁補修(その1)工事</p> <p>このように工事を区分する場合、どのような視点で分割するのか。</p> <p>分割の仕方について、2箇所に分けるのか、3箇所に分けるのか、どこで分けるのかという理屈はあるのか。</p> <p>施工の効率性の観点から検討がされているということか。特にどの様に分けるという理屈はないということか。</p> <p>一括審査で2つの工事を発注しているが、不調の(その2)工事をもう一度発注する場合は、別のものとして発注するのか。もう一度技術提案をしなければならないのか。</p> <p>別の工事になった場合は、(その1)工事の受注者も(その2)工事を受注できるのか。</p> <p>試行方式であると言うことだが、当該案件に一括審査方式を導入しなければならない理由はあったのか。 あるいは、通常方式でもよかったのか。</p> <p>地方の業者の参加者数が少ない場合についても積極的に導入していくのか。</p>	<p>工事の目的、内容がほぼ同じで、施工場所もほぼ同一地域・近接であること、また、入札・開札・落札の決定が同日で行えること及び技術提案として求める内容も同じである場合である。</p> <p>分割数については、多数に分割すると非効率となるので、工事規模がほぼ同等になるよう当該箇所では、連続桁の径間数により、真ん中あたりで分割した。</p> <p>基本的にルールというものは無いが、事務所が発注できる工事は3億円までということになっているため、その制度をうまく活用しながら、施工の区切りが良い所、周辺環境、条件等を踏まえて事務所長が判断している。</p> <p>もう一度技術提案を行うこととなる。 しかしながら、以前にも不調になったことから、このような工事をこの方式で将来も行うかどうかについては議論しているところであり、検討していきたい。 この一括審査は試行方式である。</p> <p>別工事になれば受注できる。</p> <p>特殊な事情はないが、地域の事業者にとっては当該方式は事務量の軽減等メリットがあると思われるため、また、分割により業者間の競争も働くので、可能なものについては取り上げていきたいと考えているが、対象工事は多くはない。</p> <p>今回の工事については補修工事で非常に難しい工事であるため、全国でもそれほど事例が無い。発注者及び受注者の事務の効率化の面で実施しているが、参加者数が少ない工事については適さないと考えられ、適用する工事は慎重に選ぶべきである。その点、結果からは反省する点がある。</p>

**平成28年度
犬寄大橋耐震補強外工事**

橋梁とトンネルを一緒にしているが、結果1者しか入札がなかった。工事を分割して発注していれば、もう少し参加者数が多くなったと考えられるか。

どのような基準、判断でまとめているのか。

当該工事については技術的な課題は無いということで、近くの工事を一緒にしたということか。

橋梁やトンネルの補修工事については、参加者が集まりづらい状況である。参加者が少なくなる要因として、点在していたり、規模が小さいといったことが考えられるが、当該工事は近い範囲に橋梁とトンネルの補修工事があったため、一緒にして発注し、参加者が増えるように工夫した。

基準はない。得意分野があると、業者が限定されるが、全国的・一般的な会社で出来る工事とした。メタルとコンクリートなど、まったく工種が違うものになってしまうと参加しづらいものになってしまう。今回は耐震補強のうちジョイントの交換となっており、橋梁に特化した内容では無かったため、トンネル補修とあわせて、一般的な施工業者でできるものと考えた。

どこでも行われている一般的な工事で、施工技術はそれほど必要としない工事である。

平成28－29年度
肱川橋上部外撤去工事

当初発注が不調になったとのことであるが、どうい
う事情があったのか。

施工の考え方などが違っていたということで、それ
がたまたま低入札基準に合致しなかったということ
か。
撤去工事と新設工事では、調査基準価格の考え
方に違いがあるのか。

可能性として考えられるのは、参加事業者が、この
入札価格でできると考えていたのではないのか。

今回公表した歩掛かりについても、物価調査会の
情報を集めて新たに公表したのか。

歩掛かりを公表するかどうかの基準はあるのか。

特殊な工事で積算基準に載っていない案件であっ
ても、場合によっては公表しないものがあるのか。

当初公表しなかったことは、後から問題にならない
のか。

当該工事は特殊な工事であったが、全参加者が低
入札となり、辞退され、不調となった。
低入札の原因を考えたが、上部工の撤去というも
のは特殊で、床板を小分けにして主桁も切断し、分
割して撤去していくというものであるが、このよう
な工事経験が無いため、従来工法で入札を行ったの
ではないかと考えている。
事務所では、特殊工事のため物価調査会に依頼を
して見積を取って歩掛かりとしているが、それと積
算が合わなかったのではないかと考えている。

通常の調査基準価格の考え方で変わりはない。

受注した場合、赤字になっていたのではないかと考
える。
今回の工事については、歩掛かりを公表して行っ
た。

当初発注時は公表をしていなかったため、今回は
提示を行った。歩掛かりは同一のものである。

不調になりそうな特殊な工事については、極力公
表している。
基本的に国土交通省の歩掛かりは公表されている
ものであるが、特殊な工事については歩掛かりが
無いため、物価調査会や経済調査会の特別調査
を行い、基本的に公表している。

基本的には公表を行う。
物価調査会の特別調査は当初に公表すべきだっ
たと考える。

結果的に不調になってしまった。
今後、特殊なものは全て公表したい。

(2) 指名競争入札(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回答
<p>平成28年度 愛媛運輸支局仮庁舎工事監理業務</p> <p>監理業務はどれくらいの手間、日数がかかるものなのか。</p> <p>一般的に建築の監理業務は、それぞれの事業者が何をすべきか理解しているものなのか。</p> <p>辞退が多いのは、管理技術者が手配できないという理由なのか。</p> <p>この業務は、(建築工事があれば)発注がありそうだということで、技術者を配置していくという事が想定されるものなのか、それともその場限りのものなのか。</p> <p>価格競争ということであるが、指名する会社の数については、ガイドラインなどがあるのか。</p> <p>10者が例えば15者になるというようなことはないのか。</p> <p>辞退した事業者が多いが、入札に参加したのは松山の事業者が多かったのか。</p>	<p>土木と比較すると、建築の場合、規模も小さいため、現場には行くが常駐して確認する行為は無い。事務所での作業もあるが、施工計画等を確認する行為であり、常駐して掛かりきりになるような業務では無く、いくつかの業務を並行して行うことができる業務である。</p> <p>建築基準法や建築士法で決められており、(国土交通省)告示でも具体的に内容が規定されている。</p> <p>今回の業務は、当初は6月の発注予定であったが、対象となる建築工事が不調となり、11月の契約となった。発注時期が年度後半になったため、対応する技術者が、当初よりも不足気味となったのではないかと考えている。</p> <p>業務としては、発注時期について公表を行っているため業者も想定していると思うが、今回は対象の建築工事が不調で取り止めとなり、当初計画外の業務になったのが理由ではないかと考えている。</p> <p>今回、受注可能な64者から評価をして10者を選定している。</p> <p>営繕部で基準を設けており、原則として10者を選定することになっている。なるべく10者以上としているが、地域によっては、10者指名出来ない場合もある。</p> <p>指名している業者は、松山市近郊の業者が多く、応募した業者も地元の業者である。</p>

(3)簡易公募型プロポーザル(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回 答
<p>平成28年度 長安口ダム恒久的堆砂対策施設構造検討業務</p> <p>同種・類似業務の実績については、他地整の事例で他にも事業者はあったのか。</p> <p>今回の業務の特殊性はあるのか。</p> <p>どのようなところに特殊性があるのか。</p> <p>同種・類似の業務で、7者が確認されているということだが、その7者は同種・類似の経験があると認識しているのか。</p> <p>結果的に1者となったということは、技術的な課題が大きかったという認識か。</p>	<p>同種業務で7者を確認している。</p> <p>当該(堆砂対策)システムを導入するのは、多目的ダムでは全国で初めてであり、新規では入りづらいところがあるかもしれない。</p> <p>堆砂の管理をどのように行っていくのかをシミュレーションしなければならない。ベルトコンベヤーでどれくらい運ばなければならないか、どれくらい掘れるのかをシミュレーションしなければならない。施設は100年間使う予定で、その堆砂予測をするあたりが難しく、それに伴う施設設計が必要となる。</p> <p>認識はしていると思っている。 長安口ダムの仕事は、全国的な雑誌などで広報しており、業界からは注目されていると考えている。</p> <p>そう考えている。</p>

(4)一般競争(役務・物品)

意見・質問	回 答
<p>平成28年度 防災情報表示用モニタ外購入</p> <p>予定価格に関して、どこから見積を取っているのか。</p> <p>参加表明が1者であったということは、富士通が参加して、見積を提出して、落札したということか。</p> <p>他の整備局でも同種のシステムを導入していると思うが、富士通以外でも受注しているのか。</p> <p>テレビ会議システムについては、共通仕様であるのか、特別仕様となっているのか。他社の製品でも接続できるのか。</p> <p>一般にシステムは、他社製品では動かなくて困ることがあるが、このシステムは災害時に動くことが重要なので、信頼ある製品として確認はしているのか。</p> <p>9者が納入実績ありということだが、四国地方整備局への納入実績か。他の整備局に納入していれば実績として認められるのか。</p> <p>事業者としては多くの参入があっても良さそうだが、結果的に1者になった理由はなにか。</p>	<p>参加表明事業者から見積を取っている。参加表明があったのは富士通のみである。</p> <p>そうである。</p> <p>四国では9者の納入実績がある。</p> <p>特別仕様では無い。 他社の製品でも接続でき、他社でも納入できる。 仕様書には、管内に設置している既設TV会議と接続できるもの及び例示機器の相当品を記載している。</p> <p>確認している。</p> <p>四国地整への納入実績である。 また全国の納入実績を認めている。</p> <p>市場に流通している機器なので問題無いと考えていたが、同時期に大型表示装置の製造を別途発注していたので、そちらとの調整が必要になると考えたのではないかと思う。</p>

2. 談合情報等の対応状況について

意見・質問	回答
特になし	

3. 再度入札における一位不動状況(「価格が最低である業者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況)、低入札の発生状況について

意見・質問	回答
特になし	

4. 指名停止状況について

意見・質問	回答
特になし	

5. 全体について及びまとめ

今回の6案件の内、5案件については競争性を確保することが難しかったという事例であった。その内、特殊性から観て、歩掛かりを含めて経験が無い状態でやらざるを得ないということで、発注する側も受注する側も状況を良くつかみきれないところがあるのではないかと感じている。

そのような中で受注せざるを得ない、発注する側も実際の工事がどの程度のものなのかがなかなか見えづらいという事があるのかなという想像をさせていただいた。それぞれについては、結果的には適切に受注されているという現状で、問題はないと考えている。

ただ、今後も補修の関係については、課題が山積してくるかと思われ、補修のやりかたそのものについての検討が、かなり影響を及ぼすのではないかと考えられ、どこでもできるようなやさしい工法を取るのか、特殊ではあるけれどもきちっとした補修をやっていこうとするのか、このあたりのせめぎ合いが出てくるのだと思います。そのようなことを含めて、検討の内容から更に発注までの内容について、トライをしていただければと思います。工事の発注だけにとらわれずに業務全体としての効率化を、維持管理、補修について進めていっていただき、トライしていただく事が必要かなと感じました。

業務についても、発注の平準化及び受注者の平準化をするよう努力して頂ければと思う。